

薬生食監発 1126 第 1 号
平成 30 年 11 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「食品の自動販売機の監視・指導について」の一部改正について

今般、日清食品ホールディングス株式会社から、「食品の自動販売機の監視・指導について」（平成 2 年 2 月 22 日付け衛食第 21 号・衛乳第 10 号厚生省生活衛生局食品保健課長・乳肉衛生課長通知）の記載のうち、同社の登録商標である「カップヌードル」が、一般名称として使用されていることから、文言を修正するか、削除するよう要請がありました。通知中の「カップヌードル」が、一般名称として使用されたものか、同社の製品を指して使用されたものか、確認することができなかったことから、別紙のとおり「カップヌードル」という文言を削除することとしましたので通知します。

別紙 「食品の自動販売機の監視・指導について」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">衛食第 21 号 衛乳第 10 号 平成 2 年 2 月 2 2 日 (最終改正：平成 30 年 11 月 26 日薬生食監発 1126 第 1 号)</p>	<p style="text-align: right;">衛食第 21 号 衛乳第 10 号 平成 2 年 2 月 2 2 日</p>
<p>各 都道府県 政令市 特別区 食品衛生主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省生活衛生局食品保健課長 （公印省略） 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">食品の自動販売機の監視・指導について</p> <p>略</p> <p>（営業許可を要する自動販売機 55 台の調査結果）</p> <p>1 略</p>	<p>各 都道府県 政令市 特別区 食品衛生主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省生活衛生局食品保健課長 （公印省略） 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長 （公印省略）</p> <p style="text-align: center;">食品の自動販売機の監視・指導について</p> <p>略</p> <p>（営業許可を要する自動販売機 55 台の調査結果）</p> <p>1 略</p>

2 略

3 管理運営上の問題点

(1) 加温式即席めんの給湯口に食品の残滓があるなど食品取り扱い箇所が汚れていたり、機内にくもの巣が張っているなど不衛生となっている……………7台

(2)～(4) 略

2 略

3 管理運営上の問題点

(1) 加温式即席めん(カップヌードル)の給湯口に食品の残滓があるなど食品取り扱い箇所が汚れていたり、機内にくもの巣が張っているなど不衛生となっている……………7台

(2)～(4) 略